

# 知立市農業委員会委員及び知立市農地利用最適化推進委員の候補者の推薦・募集要項

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、知立市では、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。

## 1 推薦及び募集の対象

- (1) 農業委員会委員の候補者
- (2) 農地利用最適化推進委員の候補者

## 2 推薦又は募集の期間

いずれも令和8年2月2日（月）～令和8年3月2日（月）まで

※上記期間内に、推薦若しくは応募による候補者の総数が「8」に掲げる定数に満たない場合、期間延長します。

## 3 推薦又は応募の資格要件

推薦を受け、又は応募できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- ① 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

## 4 推薦又は応募の方法

別添の推薦書又は応募届出書に所要事項を記入の上、署名又は記名押印し、締切日までに知立市役所2階農業委員会事務局（経済課農政係内）へ提出してください。

（なお、郵送による提出は、締切日必着）

※ 提出された推薦書又は応募届出書は返却しません。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けしません。

※ 法律等の規定により推薦書又は応募届出書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

※ 知立市以外に住民登録している場合は、「住民票」と「農家台帳の写し」を必ず添付してください。

## 5 候補者の選考

推薦若しくは応募による候補者の総数が「8」に掲げる定数を超えた場合又は市長若しくは農業委員会が必要と認めた場合は、選考委員会を開催し、それぞれの候補者を選考します。なお、期日を定めて面接を実施する場合があります。

## 6 結果通知

結果通知は、令和8年4月上旬以降に本人宛てに郵送する予定です。

## **7 個人情報の取扱い**

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

## **8 定数**

- (1) 農業委員会委員 14人
- (2) 農地利用最適化推進委員 4人

## **9 任期**

- (1) 農業委員会委員 任命の日（令和8年7月20日）から3年
- (2) 農地利用最適化推進委員 委嘱の日から農業委員会委員の任期満了日まで

## **10 職務**

### **(1) 農業委員会委員**

農地の権利移動や農地転用、違反転用の防止・解消などの農地法等の規定に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議等のほか、農地利用の集積・集約化、遊休農地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。また、推進委員と共に現地の確認や農地パトロールも行っていただきます。定期的な会議は、毎月1回（毎月22日前後）の開催です。その他、必要に応じ研修会等にも出席していただきます。

### **(2) 農地利用最適化推進委員**

市内の担当地区において、農地の違反転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、遊休農地の防止・解消などを図るための調査等が主な職務となります。また、農業委員と共に現地の確認や農地パトロールを行っていただきます。毎月1回（毎月22日前後）の農業委員会の会議に出席していただき、報告等していただきます。その他、必要に応じ研修会等にも出席していただきます。

## **11 身分及び報酬額**

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

## **12 推薦又は応募の問合せ先**

〒472-8666

知立市広見三丁目1番地

知立市役所 2階 農業委員会事務局（経済課農政係内）

電話 0566（95）-0153